

○備前市空き店舗対策家賃補助事業補助金交付要綱

令和6年4月30日

告示第31号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の空き店舗等の解消を推進し、活力と魅力ある商業の再生と振興を図るため、空き店舗等に新規創業及び新規事業として出店する事業者に対し、予算の範囲内で備前市空き店舗対策家賃補助事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関し、備前市補助金等交付規則(平成17年備前市規則第58号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「空き店舗等」とは、過去に事業の用に供されていた店舗、倉庫、事務所その他の事業活動の施設であって1月以上事業の用に供されていない状態が継続しているもの及び建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和6年4月1日以降に空き店舗等を賃借して営業を開始した事業を営む者であって、営業開始から3年以上事業を継続する者であること。
- (2) 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に定める業種のうち、別表に掲げる業種に属する事業を主たる事業として営む者であること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの及び政治活動又は宗教活動を目的とする事業を除く。
- (3) 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が直接、事業又は営業に携わる者であること。
- (4) 市税等を滞納していないこと。
- (5) 空き店舗所有者と同一世帯員、生計を一にする者、空き店舗所有者の配偶者又は二親等の血族若しくは姻族でないこと。
- (6) 備前市暴力団排除条例(平成23年備前市条例第31号)第2条に規定する暴力団員等と認められる者でないこと。
- (7) 過去にこの告示による補助金の交付を受けていないこと。
- (8) 市内に既にある店舗の単なる移転ではないこと。

(補助金の対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象経費は、当該空き店舗等を賃借する月毎の賃借料(消費税等を含む。)とする。ただし、敷金、礼金、仲介手数料等の賃貸借契約に要する諸経費及び光熱水費は除くものとする。

2 前項の補助金の対象経費は、営業を開始した翌月から、36月の間に限る。

- 3 1月当たりの補助金の額は、第1項に規定する賃借料に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)又は5万円のいずれか低い額とする。
(交付申請)

第5条 申請者は、備前市空き店舗対策家賃補助事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(事業の内容の変更、中止又は廃止)

第6条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)が、補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに備前市空き店舗対策家賃補助事業変更・中止・廃止承認申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助対象者は、上半期(4月から9月まで)及び下半期(10月から翌年の3月まで)の事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は当該完了の日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに備前市空き店舗対策家賃補助事業実績報告書(様式第3号)に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定を取り消し、及び既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 第3条に規定する要件を備えていないこととなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

公布の日から施行し、令和6年4月1日以降に営業を開始した事業について適用する。

別表(第3条関係)

大分類	業種名称
G	情報通信業
I	卸売業、小売業
L	学術研究、専門・技術サービス業
M	宿泊業、飲食サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業
O	教育、学習支援業
P	医療、福祉